

令和5年度
島根県介護支援専門員実務研修受講試験

『受験の手引』

受験申込み受付期間

令和5年6月15日（木曜日）から
令和5年7月14日（金曜日）まで

提出方法：簡易書留郵便による郵便のみ
※持参での受付はしていません。

試験日 令和5年10月8日（日）

会場 松江市、浜田市

※詳細はホームページ等でお知らせいたします。

受験の申込みをされる方は、この手引をよく読んで申込み
手続きをしてください。

受験申込みから介護支援専門員証の交付までの流れ

受験申込み

受付期間：令和5年6月15日（木）から令和5年7月14日（金）まで
申込み方法：受験申込みに必要な書類等の簡易書留による郵送（7月14日の消印有効）
郵送先：島根県健康福祉部高齢者福祉課



受験票の送付

令和5年9月に受験申込者へ郵送します。令和5年9月29日（金）までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課へお問い合わせください。



試験の実施

試験日：令和5年10月8日（日）午前10時から
試験会場：松江市、浜田市



追加書類の提出（実務経験見込みで受験申込みをされた方のみ）

実務経験証明書を、令和5年10月13日（金）までに、簡易書留により郵送してください。
※当日必着



試験結果の通知

令和5年12月4日（月）に、受験者全員に対して、試験結果通知を郵送にて発送します。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載します。令和5年12月11日（月）までに通知が届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課へお問い合わせください。



介護支援専門員実務研修の実施

実施時期：令和6年1月～3月
実施場所：松江市・浜田市



介護支援専門員登録申請・証交付申請

実務研修修了後、3ヶ月以内に登録申請を行ってください。また、登録後すぐに介護支援専門員としての業務に従事する等で介護支援専門員証が必要な場合は、併せて証交付申請を行ってください。



介護支援専門員証の交付

目 次

1	試験の目的	1
2	試験実施団体	1
3	試験の日時	1
4	試験の方法	1
5	試験の内容、問題数	2
6	受験資格を有する者	2
7	島根県で受験できる者	2
8	受験申込み手続き	3
9	試験地・試験会場	3
10	試験に関する問い合わせ先	4
11	試験実施状況（令和4年度）	4
12	受験票の送付	4
13	試験に関する注意事項	5
14	試験結果の通知	6
15	合格の取り消し等	6
16	実務研修	6
17	試験得点の開示	7
18	受験資格に係る実務経験	8
	(1) 実務経験として認められる業務、実務経験として必要な業務期間	8
	(2) 実務経験にかかる注意点	9
	(3) 受験資格コード番号一覧表	10
19	受験申込みに必要な書類等	12
20	記入要領等	14
	(1) 受験申込書	14
	(2) 実務経験（見込）証明書	17
	(3) 受験票	21
	(4) 写真票	21
21	受験対象者についての留意点	22
22	受験手数料の納付方法	22
23	試験問題出題範囲	22
24	試験に関するQ&A	23
	(1) 実務経験に関するQ&A	23
	(2) 添付書類に関するQ&A	24
25	試験会場案内図	26
26	実務経験（見込）証明書（様式）	27

1 試験の目的

介護支援専門員とは、介護保険制度の下で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成したり、市町村や介護サービス事業者等との連絡調整等を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術があるとして介護支援専門員証の交付を受けた人をいいます。

本試験は、介護支援専門員の業務に従事することを希望する者が、介護支援専門員実務研修を受講するにあたり、事前に、介護保険制度に関する基礎知識や保健医療・福祉サービスに関する知識等を有していることを確認するためのものです。

介護支援専門員の業務に従事するためには、本試験に合格し、そのうえで介護支援専門員実務研修を修了し、本人の申請により、介護支援専門員資格登録簿に登録され、介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。

2 試験実施団体

島根県

3 試験の日時

令和5年10月8日（日）10：00～12：00（120分）

※全国同一試験日です。

※身体に障がいがある等の理由による特別措置対象者は、試験時間が異なります。ご自分の試験時間は、受験票で必ずご確認ください。なお、特別措置対象者については、別途通知いたします。

4 試験の方法

五肢複択方式による筆記試験。

5 試験の内容、問題数

- (1) 介護支援分野（介護保険制度、要介護認定等、居宅・施設・介護予防サービス計画の基礎知識等）～ 25問
- (2) 保健医療サービスの知識等 ～ 20問
- (3) 福祉サービスの知識等 ～ 15問

合計 60問

試験の出題範囲については、島根県ホームページに掲載します。

6 受験資格を有する者

(1)及び(2)の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とする。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
 - (2) 別に定める相談援助に従事する者が、当該業務に従事した期間
- 詳しくは、8 ページ「18 受験資格に係る実務経験」をご覧ください。

7 島根県で受験できる者

受験資格を有する者であって、受験申込書を提出する時点で、実務経験として認められる業務に従事している場合、その勤務地が島根県内にある者。もしくは、受験資格を有する者であって、受験申込書を提出する時点で、実務経験として認められる業務に従事していない場合は、住所地が島根県内である者。

（具体例）

受験申込書を提出する時点での就業状況	住所地	勤務地	受験地
実務経験として認められる業務に従事している	島根県	島根県	島根県
	山口県	島根県	島根県
	島根県	山口県	山口県
実務経験として認められる業務に従事していない （無職の者を含む）	島根県	—	島根県
	山口県	—	山口県

※受験資格を有する者であることが前提条件です。

※勤務地が複数ある場合は、主たる勤務地のある都道府県での受験となります。

8 受験申込み手続き

- (1) 受付期間
令和5年6月15日（木）から令和5年7月14日（金）まで
※7月14日の消印のあるものまで受け付けます。
- (2) 申込み方法
受験申込みに必要な書類等の簡易書留による郵送。
※当課窓口への持参による提出はできません。
※郵送にあたっては、本手引付録の封筒を使用し、必ず簡易書留扱いにしてください。
- (3) 受験申込みに必要な書類等
12ページをご覧ください。
※記入もれ、添付資料もれ、切手のはり忘れ、島根県収入証紙のはり忘れ、収入印紙の誤貼付等書類に不備がある場合は受け付けません。
- (4) 郵送先
島根県健康福祉部高齢者福祉課（〒690-8501 島根県松江市殿町1番地）
- (5) 受験手数料
受験手数料は8,240円です。納付方法については、22ページをご覧ください。
- (6) 受験に際しての配慮
身体に障がいがある等の理由で、**受験に際しての配慮（点字による試験問題、拡大鏡の使用等）が必要な者は**、受験申込書に配慮の有無を確認する項目がありますので、該当項目について、「配慮が必要」として申込みをしてください。詳しくは、14ページの「20記入要領等(1)受験申込書」の④をご覧ください。

9 試験地・試験会場

- (1) 島根県民会館（松江市殿町158番地）
- (2) 島根県職員会館（松江市内中原町52番地）
- (3) サンマリン浜田（浜田市原井町3050番地9）
- (4) 島根県浜田合同庁舎（浜田市片庭町254番地）
※新型コロナウイルスの感染状況等により、会場の場所や数については変更となる場合がありますのでご了承ください。
※会場についてはホームページ等でお知らせしますのでご確認ください。また、9月に郵送する受験票で自分の試験会場を必ずご確認ください。
※会場の定員の都合により、希望された会場以外での受験となる場合がありますのでご了承ください。
※会場によっては駐車場の台数に限りがある場合がありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
※会場周辺の店舗や路上駐車は周辺の住民に大変迷惑をかけることとなりますので、絶対にお止めください。
※試験会場の案内図については、26ページをご覧ください。

10 試験に関する問い合わせ先

下の電話番号にお問い合わせください。

島根県健康福祉部高齢者福祉課（〒690-8501 松江市殿町1番地）

電話 0852-22-5928

※問い合わせ受付時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）8：30～17：00

ただし、12：00～13：00は除きます。

※試験会場においては対応しておりません。

11 試験実施状況（令和4年度）

受験者数 485名 合格者数 75名

12 受験票の送付

- (1) 受験票は、9月に受験申込み者へ郵送します。令和5年9月29日(金)までに届かない場合は、問い合わせください。
- (2) 希望する試験地以外の会場での受験となる場合があります。受験票が届いたら、記載されている試験会場を必ず確認してください。
- (3) 受験票は、試験当日必要ですので、大切に保管し、当日は忘れずに持参してください。

13 試験に関する注意事項

(1) 受験申込み後の注意事項

- ① 受験申込書の受付後は、出願した書類等は一切お返しできません。
- ② 受験票及び試験結果通知等はすべて受験申込書に記載された、現住所に郵送します。

(2) 試験室における注意事項

- ① 試験会場の建物内の下見はできません。
- ② 受験者は必ず受験票を携行してください。入場は午前9時からです。午前9時30分（試験開始時刻の30分前）までに試験室に入室してください。試験監督員から注意事項等の説明があります。
- ③ 試験室の入口には、当該試験室における受験者の受験番号が掲載されています。
- ④ 試験室内では、指定された受験番号と同一の席に着席してください。
- ⑤ 着席後は机の上に受験票を置いてください。
- ⑥ 筆記用具は、HBの鉛筆（シャープペンシル使用可。）、プラスチック製消しゴムを必ず用意してください。
- ⑦ 試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。
なお、試験問題、解答用紙に落丁、乱丁または印刷不鮮明な箇所があった場合は、着席のまま手をあげて試験監督員に申し出てください。
- ⑧ 受験に際して不正行為を行った者及び試験室内の秩序を乱す者に対しては、退室を命じるとともに採点を除外する場合があります。
- ⑨ 身体不調等の不測の事態が生じた場合は、着席のまま手をあげて、試験監督員に申し出てください。
- ⑩ 解答用紙、受験票の持ち帰りはできません。試験問題の持ち帰りは当日指示します。

(3) その他の注意事項

- ① 試験室及び試験に関係する場所以外に立ち入らないでください。
- ② 試験室内及び試験会場内は禁煙です。
- ③ 試験会場内では、電話でのお問い合わせや取り次ぎ等には一切応じません。
また、試験室内へは、携帯電話等の通信機器の持込を禁止します。なお、やむを得ず持ち込んだ場合は、試験中は携帯電話等の電源を切り、鞆等にしまっておくものとし、携帯電話等を時計として使用することも禁止します。当該通信機器等の使用を発見したときは、不正行為とみなします。
- ④ 試験監督員の指示事項は、必ず守ってください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いします。
- ⑥ 試験当日は、来場前に、別添「健康チェック票」により健康チェックを行い、当該チェック票を会場までご持参いただき、受付にて提出してください。
- ⑦ 37.5℃以上の発熱等、チェック票記載の症状がある場合は受験をご遠慮ください。
- ⑧ 受験終了後10日間以内に症状が現れたり、「感染確定者」と判定された場合は、島根県高齢者福祉課までご連絡ください。
- ⑨ 感染症の拡大や災害等により試験の延期または開始時間の繰り下げの可能性があります。その場合は、当日の8時までにホームページに掲載しますので、必ず確認してください。※個別にはご連絡しません。

14 試験結果の通知

- (1) 合否については、登録試験問題作成機関が定める基準により島根県が決定します。
- (2) 合否の結果については、令和5年12月4日(月)に受験者全員に対して、試験結果通知を郵送にて発送します。令和5年12月11日(月)までに通知が届かない場合はお問い合わせください。また、令和5年12月4日(月)13:00に島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載します。
- (3) 試験の正答番号、合格基準は、国が別途指示する期日以降に島根県のホームページに掲載します。

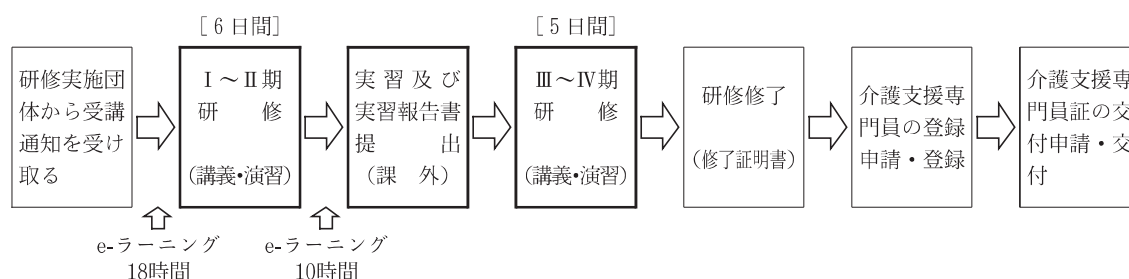
15 合格の取り消し等

受験申込みに当って虚偽又は不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合は、介護支援専門員実務研修受講試験の受験は無効となります。また、試験結果通知の発送後、これらが判明した場合は、合格を取り消します。

16 実務研修

本試験の合格者を対象に介護支援専門員実務研修が実施されます。研修日程、内容、申し込み手続き等については、合格者に対し直接通知します。

- (1) 目的
介護支援専門員として必要な、要介護認定や居宅サービス計画等に関する専門知識及び技術の修得を図ります。
- (2) 実施会場・時期（予定）
松江会場・浜田会場（集合研修に先立ち、e-ラーニング研修を受講いただきます。）
令和6年1月～3月（Ⅰ～Ⅳ期あわせて11日間程度。総時間数89時間程度）
- (3) 実施主体
島根県が指定した研修実施団体（社会福祉法人島根県社会福祉協議会）
- (4) 受講料
未定（令和4年度参考 受講料 12,000円 テキスト代など 10,780円）
- (5) 実務研修の流れ（介護支援専門員となるためには、すべての課程を受講する必要があります。）



※e-ラーニングとは、インターネットを介して、自宅や職場のパソコン等を使って学習する方法です。
研修が始まるまでに、e-ラーニングをすべて視聴する必要があります。
受講に必要なインターネット環境やメールアドレス、パソコン等は受講生自身で用意することになります。
研修の実施方法は変更となる場合があります。

17 試験得点の開示

受験した人は、自分の得点を知るため、県が保有する書類を見せるよう請求することができます。書面は不要で、口頭で請求できます。このことを「簡易開示の請求」といいます。請求は希望するときにだけ行います。

(1) 必ず用意するもの

受験者本人の、運転免許証か旅券（パスポート）、または公的機関が発行した**写真のある身分証明書**（身体障害者手帳など）。こうした証明書をお持ちでない場合は、事前にご相談ください。

(2) 請求方法

下の(3)「開示場所」へ直接お越しください。

介護支援専門員実務研修受講試験受験者であることをお話しいただいた上で、ご氏名と試験地（松江・浜田等）、受験番号、得点を知りたい旨をお申し出ください。

ご本人が直接お見えになる必要があります。電話等の照会に得点をお答えすることはありません。

(3) 開示場所

島根県健康福祉部高齢者福祉課

対応日は、試験結果の通知日から令和6年1月4日(木)までです。ただし、土日、祝日及び年末年始（令和5年12月29日から令和6年1月3日）は除きます。

時間は、通知日（令和5年12月4日）は午後1時から午後5時まで、以降の日は午前8時30分から午後5時までです。

(4) 開示の方法

成績一覧表から、ご本人の部分のみをお見せします。写しはお渡ししません、メモは差し支えありません。

(5) 開示内容

開示する書類には「介護支援分野」「保健医療福祉サービス分野」ごとの得点が記載されています。1問ごとの結果などは表示されません。また、合格基準等のお問い合わせにも応じることはできません。

(例) 開示書類はこのようなイメージです。

受験番号	氏名	得点	介護支援分野	保健医療福祉サービス分野
0000000	〇〇〇〇	40	25	15

※ 以上の方法は、「個人情報の開示請求の特例に関する事務取扱要領」によるもので、島根県が試験成績の開示をする際の標準的な方法です。

18 受験資格に係る実務経験

(1) 実務経験として認められる業務、実務経験として必要な業務期間

下記の①から④をご覧ください、受験資格を満たしているかご確認ください。

※要援護者に対する対人の直接的援助でない業務（研究業務など）に従事した期間は、実務経験として算定できません。

①【国家資格や都道府県知事資格を取得し、その業務に従事】

Ⓐ 令和5年10月7日(出)までに、別表1（10ページ）のいずれかの国家資格及び都道府県知事資格を取得し、その業務に従事している（または従事していた）以下この手引きにおいて「国家資格者等」という。

Ⓑ 国家資格等を取得後、その資格に基づく直接的対人援助業務に従事した期間が通算して5年以上あり、かつ当該業務に従事した日数が900日以上ある。

※Ⓐ、Ⓑ両方ともあてはまる。

はい

②【相談援助業務に従事】

Ⓒ 施設等で措置となっている、別表2（11ページ）のいずれかの相談援助業務に従事している（または従事していた）。

Ⓓ 当該援助業務に従事していた期間が、令和5年10月7日(出)までに通算して5年以上あり、かつ当該業務に従事した日数が900日以上ある。

※Ⓒ、Ⓓ両方ともあてはまる。

はい

③【上記①、②を合わせる】

Ⓔ ⒶとⒸの両方に該当する。

Ⓕ ⒶとⒸのそれぞれの業務に従事した期間を合わせると通算して5年以上あり、かつそれぞれの当該業務に従事した日数を合わせて900日以上ある。

※Ⓔ、Ⓕ両方ともあてはまる。

はい

④【①、②、③にあてはまらない】

（平成30年度試験より、介護業務等の実務経験は算定できません。）

はい

受験資格があります。

受験資格はありません。

(2) 実務経験にかかる注意点

① 実務経験

実務経験については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書により確認を行います（記入例については17～20ページ、様式については27～28ページ参照）。受験申込書を提出する時点で、8ページの「18 受験資格に係る実務経験」を満たす場合は、「実務経験（見込）証明書」の「（見込）」を二重線で消し、「実務経験証明書」として提出してください。

なお、令和4年度試験受験者は、不合格通知の写しを提出することによる実務経験（見込）証明書の提出の省略が可能です。ただし、それ以前の不合格通知で提出を省略することはできません。

② 実務経験の見込期間

試験前日（令和5年10月7日(土)）までの期間を見込みとして通算する場合、「実務経験（見込）証明書」の「（見込）」を消さず、「実務経験見込証明書」を提出してください。この場合、実務経験として必要な業務期間を満たし次第、すぐに「実務経験証明書」を提出してください。

提出期限 令和5年10月13日(金)必着
簡易書留により郵送してください。期限までに提出されない場合は受験資格を満たさなかったものとして受験は無効となります。

③ 業務期間

業務期間とは、雇用契約等に基づき事業所等において勤務していた期間です。常勤、非常勤、アルバイト等の雇用の形態については一切問いません。

④ 業務に従事した日数

業務に従事した日数については、実際に従事した日数（休日、病気、休職等で業務に従事しなかった日を除いた日数）です。1日の勤務時間が短い場合でも1日勤務したものとみなします。

⑤ 国家資格等に基づく業務

別表1の国家資格者等については国家資格等取得証明書の写しを受験申込書に添付してください。国家資格等に基づく業務とは国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降に従事することができる業務のことです。

⑥ 実務経験証明者と受験者が同一の場合

施設、事業所の長や代表者が受験する場合等、証明者と受験者が同一の場合については、証明者が発行した実務経験証明書に併せて、開業許可書、認可書、届出書等の開設年月日を証明できる書類の写しを添付してください。

⑦ 事業所の廃業等により、実務経験証明書の発行が困難な場合

施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験の証明が受けられない場合は、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等の提出により、事業所等、業務期間、従事日数及び業務内容の全てを客観的に証明することができ、実務経験を有すると判断できる場合には、実務経験として通算できる場合があります。

⑧ 実務経験の確認

実務経験証明書に記載の就業状況等について確認を行うことがありますので正確に記入してください。

(3) 受験資格コード番号一覧表

(別表1)

18受験資格に係る実務経験(1)の①【国家資格や都道府県知事資格を取得し、その業務に従事】に基づく業務は、下記の表の受験資格コード番号010000～210000の範囲とする。

受験資格コード番号	区 分
010000	医師
020000	歯科医師
030000	薬剤師
040000	保健師
050000	助産師
060000	看護師
070000	准看護師
080000	理学療法士
090000	作業療法士
100000	社会福祉士
110000	介護福祉士
120000	視能訓練士
130000	義肢装具士
140000	歯科衛生士
150000	言語聴覚士
160000	あん摩マッサージ指圧師
170000	はり師
180000	きゅう師
190000	柔道整復師
200000	栄養士（管理栄養士を含む。）
210000	精神保健福祉士

(別表2)

18受験資格に係る実務経験(1)の②【相談援助業務に従事】について、必置とされている相談援助業務は下の表の受験資格コード番号305001～305009の範囲とする。

受験資格コード番号	区 分
305001	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
305002	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
305003	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
305004	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
305005	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
305006	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
305007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
305008	児童福祉法（平成22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
305009	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する主任相談支援員

19 受験申込みに必要な書類等

- (1) 受験申込書等の記入もれ、添付資料もれ、切手のはり忘れ、島根県収入証紙のはり忘れ、収入印紙の誤貼付等書類に不備がある場合は、受け付けません。必ず、記入内容、受験申込みに必要な書類をよく確認のうえ、申込みを行ってください。
- (2) 実務経験見込証明書を提出した者、受験申込み後に受験申込書の記載内容に変更（結婚による氏名の変更等）があった者は、速やかに簡易書留により必要な書類を提出してください。参考として、25ページから26ページに「(2)添付書類に関するQ & A」を記載しています。

受験申込みに必要な書類

チェック欄	提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/>	受験申込書	記入要領（14～16ページ、21ページ）を参照。受験票には63円切手をはり、写真票には受験者本人の写真をはること。受験票と写真票は切り離さないこと。
<input type="checkbox"/>	受験手数料	島根県収入証紙8,240円分丁度を貼付。
<input type="checkbox"/>	実務経験（見込）証明書	記入要領（17～20ページ）を参照。 令和4年度受験者のみ、不合格通知の写しを提出することにより実務経験（見込）証明書の提出を省略できます。

必要な添付書類

チェック欄	提出書類	添付書類の必要な受験者	注意事項
<input type="checkbox"/>	国家資格等取得証明書（登録証）の写し（裏面に記載があれば裏面の写しも必要）	別表1（10ページ）に該当する者	国家資格等取得証明書とは、「登録証」のことであり、国家試験の「合格証」のことではありません。 登録年月日が写っているか確認してください。
<input type="checkbox"/>	開業許可書、認可書、届出書等の写し	個人で開業（経営）している場合など、実務経験証明書の証明者と受験者が同一の場合	開設年月日を証明できる書類の写しを添付して下さい。
<input type="checkbox"/>	戸籍抄本（原本）	結婚等により受験申込書と実務経験証明書等その他添付書類の氏名が異なっている者	受験申込書を提出する時点より、6ヶ月以内に交付されたものを添付して下さい。

受験申込み後の提出書類

チェック欄	提出書類	添付書類の必要な受験者	注意事項
<input type="checkbox"/>	実務経験証明書	実務経験見込証明書を提出した者	実務経験が満たされ次第、すぐに提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	記載事項変更届 (書式については問合わせること)	受験申込み後に住所や氏名、その他受験申込書に記載した事項に変更があった者	結婚等により、氏名の変更があった者は戸籍抄本を添付して下さい。

※ 実務経験見込証明書を提出した者は、実務経験が満たされ次第直ちに簡易書留により実務経験証明書を提出してください。令和5年10月13日(金)までに提出されない場合は実務経験を満たさなかったものとして実務研修受講試験の受験は無効となります。

20 記入要領等

(1) 受験申込書（受験票部分の記入方法は21ページを見ること。）

受験申込書は黒のボールペンを用い、楷書で記入すること。

選択式の場合は、該当する項目を○で囲むこと。

①「氏名」欄には戸籍に記載されている文字を使用する。日本国籍を有しない者は、外国人登録原票に記載されている氏名を使用する。

②「現住所」は、番地（アパートの場合は名称、室名）、方書（〇〇様方）まで正確に記入する。郵便番号は必ず7桁まで正確に記入すること。電話番号も必ず記入すること。可否通知は「現住所」に送付する。

⑤～⑧は受験資格の対象となる実務経験を記入する。実務経験証明書の記載内容を正確に転記すること。複数の経験がある場合は、古い順に記入する。証明書1枚につき1行に転記する。

⑤「施設または事業所名」は実務経験証明書の記載事項を正確に転記すること。

⑥「受験資格コード」は各行ごとに、10ページから11ページのコード表から選んで記入する。

⑦⑧「業務期間」「従事日数」は実務経験証明書の記載事項を正確に転記すること。

⑨「合計」は、業務期間（「年 月」と「日」）と従事日数（「日」）の縦合計を記入する。

⑩県作業用のため、記入しないでください。

令和5年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

※受験番号

フリガナ 署名 (氏名)	(姓) ① (名)	性別	1 男 2 女	生年月日	1 昭和 2 平成	年	月	日					
フリガナ	〒	②		試験地	1 松江市 2 浜田市	③		④					
現住所	(電話)		()	障がい等のため受験に際しての配慮が必要ですか？ (必要場合は右欄に○と記入してください)									
施設又は事業所名	受験資格コード	業務期間		従事日数		※同業他等に該当(重複)については、同業他等研修科目に受験した日付を日付の最初部分を記入してください。							
①	⑤	⑥	⑦	年	月	日	～	年	月	日	(年 月)	⑧	日
②				年	月	日	～	年	月	日	(年 月)		日
③				年	月	日	～	年	月	日	(年 月)		日
④				年	月	日	～	年	月	日	(年 月)		日
⑤				年	月	日	～	年	月	日	(年 月)		日
合計		通算業務期間	⑨	年	月	日							
県作業用コード※		⑩	現勤務先の有無	⑪	有・2 無	業	種	1 居宅 2 施設 3 その他					
実務経験証明書の省略		⑬ 1. 令和4年度に島根県で受験し、不合格通知書の写しを提出する方 2. 1以外の人(省略できません)											
現勤務先	〒	⑭	所在地 (名称)		(電話) ()								
連絡先 現住所以外の 連絡先が ある場合は 記入	〒	⑮	(住所)		(電話) ()								

私は、上記の試験を受験したいので関係書類を添えて申し込めます。
令和 年 月 日
島根県知事 様

注) 1 大数字内を記入してください。
2 ※印刷には、記入しないでください。
3 氏名は戸籍に記載されている文字を使用してください。
4 文字は、正確に楷書で記入してください。
5 郵便番号は必ず7桁で記入してください。
6 □は電子計算機で処理するものです。記入要領をよく読んで間違いないように入力してください。

※国の収入印紙ではありません。
島根県収入証紙は山陰合同銀行本店及び県内の支店等で取扱っています。

島根県収入証紙貼付欄
(8,240円)

過不足の無いよう必ず額を確認して下さい。
枠が不足の場合は裏面に貼ってください。

⑬令和4年度に島根県で受験し、不合格通知書の写しを提出する方は、実務経験証明書が省略できる。また、受験申込書の⑤～⑨の記入も要しない。
※令和3年度以前の不合格通知書は無効です。

③「試験地」は、希望する試験地を選択する。

※会場定員の都合により、希望する試験地以外の会場での受験となる場合があります。9月に郵送する「受験票」で必ず試験会場を確認してください。

④「障がい等のため受験に際しての配慮が必要ですか？」は、身体障がい等の程度に応じて行われる受験上の配慮の有無を確認するための項目である。必要な場合は右欄に○と記入すること。

配慮を希望する場合は、別途「介護支援専門員実務研修受講試験身体障がい者等受験特別措置申請書」及び「診断書・意見書」等が必要となる。手続に必要な書類は県庁高齢者福祉課等で受け取ることができる。

⑪⑫「現勤務先の有無」「業種」は、実務経験の対象となる職種に現在就いているかどうかを記入する。「3 その他」は、病院、診療所、行政機関、現在対象勤務先がない場合などである。

⑭「現勤務先」は⑪で「有」とした者のみ記入する。記入の仕方は②と同じである。

⑮「連絡先」は、試験事務の都合上県から確認をする場合に、「現住所」と異なる場所へ連絡してほしいときにのみ記入する。(例：日中の連絡先、夏休みの帰省先など。)

(記入例)

令和5年度島根県介護支援専門員 実務研修受講試験受験申込書

※受験番号

フリガナ	シマネ	ハナコ	性別	1男 2女	生年月日	1昭和 2平成	45年 9月 1日
署名 (氏名)	(姓) 島根	(名) 花子					
フリガナ	マツエント/マツエ		シマネマンション		試験地	1 松江市 2 浜田市	
現住所	〒 690-8501		松江市殿町1 島根マンション301号		障がい等のため受験に際しての配慮が必要ですか？ (必要な場合は右欄に○と記入してください)		
			(電話) 0852(22) 6522				
受験資格	施設又は事業所名	受験資格コード	業務期間 <small>※国家資格等に基づく業務については、国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降の業務期間を記入してください。</small>				従事日数
	① 特別養護老人ホーム(30名)	110000	H27年 4月 1日~H29年 3月 31日 (2年 0月)				440日
	② 介護付有料老人ホーム島根	110000	H31年 4月 1日~R2年 6月 30日 (2年 3月)				500日
	③ /	305001	R2年 7月 1日~R5年 6月 30日 (3年 0月)				600日
	④		年 月 日~ 年 月 日 (年 月)				日
	⑤		年 月 日~ 年 月 日 (年 月)				日
	合計		通算業務期間 7年 3月				1,540日
	県作業用コード※		現勤務先の有無	1有 2無	業種	1 居宅 2 施設 3 その他	
実務経験証明書の省略		1. 令和4年度に島根県で受験し、不合格通知書の写しを提出する人 2. 1以外の人 (省略できません)					
現勤務先	〒 690-8501 (所在地) 松江市殿町2 (名称) 介護付有料老人ホーム島根 (電話) 0852(22) 6520						
連絡先 <small>現住所以外の連絡先がある場合は記入</small>	〒 (住所) (電話) ()						
私は、上記の試験を受験したいので関係書類を添えて申し込みます。*							
令和 5年 7月 3日							
島根県知事 様							

注) 1大線枠内を記入してください。
2※印欄には、記入しないでください。
3氏名は戸籍に記載されている文字を使用してください。

4文字は、正確に楷書で記入してください。
5郵便番号は必ず7桁で記入してください。
6□欄は電子計算機で処理するものです。記入要領をよく読んで間違いのないように記入してください。

※国の収入印紙ではありません。
島根県収入証紙は山陰合同銀行本店及び県内の支店等で取扱っています。

島根県収入証紙貼付欄
(8,240円)

過不足の無いよう必ず額を確認して下さい。
枠が不足の場合は裏面に貼ってください。

この申込例は次の場合を想定して作成した。
①申込者は介護福祉士として2年間特別養護老人ホームの介護業務に従事。その後、介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護事業所)で介護福祉士として2年3か月勤務し、途中で生活相談員として3年間勤務し、5年以上900日以上となった(現在も勤務)。
②職場の実務経験証明は7月1日付。この申込書の作成は7月3日付。

(2) 実務経験（見込）証明書

この記入例（17～20ページ）は、記入してもらった勤務先の担当者に見てもらってください。

- ① 実務経験証明書（27～28ページ）は、勤務先の長等証明権限を有する者が記入し、発行したものを必ず添付してください。

この証明書は、受験資格の有無を証する重要なものですから、添付されていない場合又は内容の不備、不明なものがある場合は、受験申込書を受け付けできませんので注意してください。結婚等により受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なっている場合は、必ず戸籍抄本（原本）を添付してください。

- ② 複数の勤務先での実務経験を通算されるときは、それぞれ勤務先ごとの証明書が必要です。

実 務 経 験（ 見 込 ） 証 明 書	
島根県知事 様	令和 年 月 日 ② 施設又は事業所の 所在地及び名称 代表者氏名 （電 話 番 号） （担 当 者 氏 名） ③ 印
下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。	
氏 名	④ 昭和 年 月 日 平成 年 月 日生
施設又は事業所名	⑤
施設又は事業所所在地	〒 ー ⑥
業 務 期 間	昭和 年 月 ⑦ 日 ~ 昭和 年 月 日（ 年 月 ） 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
うち業務に従事した日数	⑧ 日
業 務 内 容	・本来業務 ・施設種別等 ⑨

実務経験証明書に記載の就業状況等について、確認を行いますので正確に記入してください。
 また、次の場合には、実務経験証明書として無効となりますのでご注意ください。
 受験申込者（個人開業者を除く。）が自書したもの、証明権限を有する者（長）の印（職印）のないもの、施設又は事業所名、業務期間、従事日数、業務内容の記入もれ及び不明なもの、訂正事項について証明権限を有する者の訂正印のないもの、修正液等の使用による訂正等。

※注意事項

- 1 実務経験証明書を発行する際は、試験要領及び裏面記入の要領を参考に、必ず所属長等証明権限を有する方が記入してください。
- 2 見込証明でない場合は、表題の（見込）を二重線で消してください。
- 3 複数の実務経験証明書が必要な場合は、この用紙をコピーしたものを使用してください。なお、コピーする際は必ず裏面もコピーしてください。
- 4 受験者と証明者が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書等開設年月日を証明できる書類の写しを添付してください。
- 5 結婚等により実務経験証明書と受験申込書の氏名が異なる場合には、戸籍抄本を添付してください。
- 6 証明書を発行した日において、明らかに受験資格を満たしているにも関わらず、試験前日までの業務期間で証明書を発行されるケース（見込み証明）が見受けられますので、証明書を発行した日において、受験者が受験資格に必要な実務経験年数、実日数を満たしている場合は、証明書を発行した日までの業務期間で証明してください。
- 7 国家資格等に基づく業務については、国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降の業務期間を記入してください。

① 実務経験を証明する際、「(見込)」の部分に二重線で消し（訂正印は必要ありません）、「実務経験証明書」としてごください。ただし、実務経験を「見込み」で証明する場合は、「実務経験見込証明書」としてごください。

② 実務経験を証明する日は必ず記入してください。この日以降の実務経験を証明する場合は実務経験見込証明書となりますので、注意してください。

③ 代表者氏名は必ず職名を記入してください。なお、実務経験証明書に記入した就業状況について、確認する場合がありますので担当者氏名は必ず記入してください。

④ 勤務時の氏名を記入してください。生年月日は元号を○で囲んでください。

⑤ 特別養護老人ホーム○○、(株)○○松江支社等、正式な名称を記入してください。配置換え等で、勤務先が複数に分かれる場合は必ず、それぞれの勤務先の実務経験証明書を添付してください。

例. 社会福祉法人△△デイサービスセンター××	}	同一法人内の配置換え等においても、それぞれの勤務先の実務経験証明書が必要です。
配置 ↓ 換え		
社会福祉法人△△短期入所施設▽▽		

⑥ 前記⑤に記入した勤務先の住所を記入してください。

⑦ 業務期間は、受験申込者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入してください。なお、実務経験を証明する日以降の実務経験を「見込み」で証明する場合は、実務経験見込証明書となります。ただし、この試験において実務経験が認められる期間は令和5年10月7日（土）までです。

国家資格等に基づく業務については、必ず国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降の業務期間を記入してください。

⑧ 前記⑦で記入した業務期間において、実際に勤務した日数（休日、病気、退職等で業務に従事しなかった日を除いた日数）を記入してください。1日の勤務時間が短い場合でも、1日勤務したものとみなします。なお、証明日以降に従事する場合は実務経験見込証明書としてごください。ただし、この試験において実務経験が認められる期間は令和5年10月7日（土）までです。

⑨ 業務内容は、受験申込者の本来業務（医業、看護師、○○施設生活相談員等）を具体的に記入してください。

※ 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を削除する旨の規定が定められています。

参考として、19ページ、20ページに記入例を記載しています。

(記入例)

実務経験(見込)証明書

令和5年7月1日

島根県知事様

※受験申込書の記入例
(16ページ)とあわせて
見ること。

施設又は事業所の
所在地及び名称
代表者氏名
(電話番号)
(担当者氏名)

松江市殿町2
介護付有料老人ホーム島根
施設長 島根太郎 印
0852-22-6520 (長印)
松江 一郎

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	島根花子 ^{昭和} 平成45年9月1日生
施設又は事業所名	介護付有料老人ホーム島根
施設又は事業所所在地	〒690-8501 松江市殿町2
業務期間	昭和平成31年4月1日～平成2年6月30日(2年3月) 令和
うち業務に従事した日数	500日
業務内容	・本来業務 介護職員 ・施設種別等 特定施設入居者生活介護

実務経験証明書に記載の就業状況等について、確認を行いますので正確に記入してください。

また、次の場合には、実務経験証明書として無効となりますのでご注意ください。

受験申込者(個人開業者を除く。)が自書したもの、証明権限を有する者(長)の印(職印)のないもの、施設又は事業所名、業務期間、従事日数、業務内容の記入もれ及び不明なもの、訂正事項について証明権限を有する者の訂正印のないもの、修正液等の使用による訂正等。

※注意事項

- 1 実務経験証明書を発行する際は、試験要領及び裏面記入の要領を参考に、必ず所属長等証明権限を有する方が記入してください。
- 2 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消してください。
- 3 複数の実務経験証明書が必要な場合は、この用紙をコピーしたものを使用してください。なお、コピーする際は必ず裏面もコピーしてください。
- 4 受験者と証明者が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書等開設年月日を証明できる書類の写しを添付してください。
- 5 結婚等により実務経験証明書と受験申込書の氏名が異なる場合には、戸籍抄本を添付してください。
- 6 証明書を発行した日において、明らかに受験資格を満たしているにも関わらず、試験前日までの業務期間で証明書を発行されるケース(見込み証明)が見受けられますので、証明書を発行した日において、受験者が受験資格に必要な実務経験年数、実日数を満たしている場合は、証明書を発行した日までの業務期間で証明してください。
- 7 国家資格等に基づく業務については、国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降の業務期間を記入してください。

実務経験(見込)証明書

令和5年7月1日

島根県知事様

※受験申込書の記入例
(16ページ)とあわせて
見ること。

施設又は事業所の
所在地及び名称
代表者氏名
(電話番号)
(担当者氏名)

松江市殿町2
介護付有料老人ホーム島根
施設長 島根太郎 印
0852-22-6520 (長印)
松江 一郎

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	島根花子 ^{昭和} 平成45年9月1日生
施設又は事業所名	介護付有料老人ホーム島根
施設又は事業所所在地	〒690-8501 松江市殿町2
業務期間	昭和 平成2年7月1日 ~ 昭和 平成5年6月30日 (3年0月) 台初 台初
うち業務に従事した日数	600 日
業務内容	・本来業務 生活相談員 ・施設種別等 特定施設入居者生活介護

実務経験証明書に記載の就業状況等について、確認を行いますので正確に記入してください。
また、次の場合には、実務経験証明書として無効となりますのでご注意ください。
受験申込者(個人開業者を除く。)が自書したもの、証明権限を有する者(長)の印(職印)のないもの、施設又は事業所名、業務期間、従事日数、業務内容の記入もれ及び不明なもの、訂正事項について証明権限を有する者の訂正印のないもの、修正液等の使用による訂正等。

※注意事項

- 1 実務経験証明書を発行する際は、試験要領及び裏面記入の要領を参考に、必ず所属長等証明権限を有する方が記入してください。
- 2 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消してください。
- 3 複数の実務経験証明書が必要な場合は、この用紙をコピーしたものを使用してください。なお、コピーする際は必ず裏面もコピーしてください。
- 4 受験者と証明者が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書等開設年月日を証明できる書類の写しを添付してください。
- 5 結婚等により実務経験証明書と受験申込書の氏名が異なる場合には、戸籍抄本を添付してください。
- 6 証明書を発行した日において、明らかに受験資格を満たしているにも関わらず、試験前日までの業務期間で証明書を発行されるケース(見込み証明)が見受けられますので、証明書を発行した日において、受験者が受験資格に必要な実務経験年数、実日数を満たしている場合は、証明書を発行した日までの業務期間で証明してください。
- 7 国家資格等に基づく業務については、国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降の業務期間を記入してください。

(3) 受験票

- ① 受験票は、受験申込書と同一の内容を記入してください。
- ② 「※受験番号」「試験会場」欄には何も記入しないでください。

(記入例) 忘れずに切手をはって下さい。

郵便はがき

申込みの際は必ず63円切手をはってください。

690-8501

島根県松江市殿町一
島根マニョン301号
島根花子様

(住所)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県健康福祉部高齢者福祉課
電話 (0852) 22-5928

(注) 申込みの際は、このはがきに必ず63円切手をはって郵便番号、住所、氏名を記入してください。裏面の氏名、試験地も記入してください。

令和5年度島根県介護支援専門員
実務研修受講試験受験票

※ 受験番号

フリガナ	シマネハナコ
氏名	島根花子
生年月日	昭和 45年 9月 1日 平成
試験地	①松江市 2浜田市 <small>※試験地は、希望する試験地以外の会場での受験となる場合があります。受験票が貼いたら、必ず記載された試験会場を確認してください。</small>
試験会場	※
試験日時	令和5年10月8日午前10時

※印欄には、記入しないでください。

受験心得

1. この受験票（はがき）は、受験当日必ず持参してください。受験票は試験終了後回収します。
2. 試験当日は、**午前9時30分（試験開始30分前）までに**当日指定する試験室に入室してください。
3. 試験当日は、筆記用具（HBの鉛筆等、消しゴム）を持参してください。
4. 会場によっては駐車場の台数に限りがある場合がありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
5. 試験会場への電話照会へ、ご注意ください。
6. 試験当日は、健康チェック票に記入の上、持参してください。
7. **マスクの着用をお願いします。**

(4) 写真票

- ① 写真票は、受験申込書と同一の内容を記入してください。
- ② 申込みの時に写真貼付欄へ写真を貼って、提出してください。
- ③ 「※受験番号」「試験会場」欄には何も記入しないでください。

令和5年度島根県介護支援専門員
実務研修受講試験

写 真 票

※ 受験番号

フリガナ	シマネハナコ
氏名	島根花子
生年月日	昭和 45年 9月 1日 平成
試験会場	※

※印欄には、記入しないでください。

撮影 令和5年5月

写真貼付
(縦4cm×横3cm)

1. 申込書提出の時にはってください。
2. 写真は、申込書提出前6ヶ月以内に、帽子をつけないで上半身正面向を撮ったものをはってください。

21 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員資格登録簿の登録を受けることができません。

- ア. 成年被後見人又は被保佐人
- イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ. この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ. 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

22 受験手数料の納付方法

- (1) 受験手数料として島根県収入証紙8,240円分丁度を受験申込書の所定の欄に貼ってください。
- (2) 他県の収入証紙や国の収入印紙では受験できません。
- (3) 島根県収入証紙は山陰合同銀行本店及び県内の支店等で取扱っています。

23 試験問題出題範囲

島根県ホームページに掲載

24 試験に関するQ & A

(1) 実務経験に関するQ & A

〔国家資格等に基づく業務〕

問1 国家資格を取得する前から勤務していましたが、その期間は国家資格に基づく業務に含まれますか。

(答) 国家資格等に基づく業務とは、**国家資格等取得証明書（登録証）の登録年月日以降に従事することができる業務**ですので、登録年月日以前の業務は含まれません。

〔要援護者に対する直接的な援助業務〕

問2 看護師として3年間勤務した後、看護学校の教員として2年以上勤務していますが、受験資格はありますか。

(答) **教員や薬剤の研究業務等は要援護者に対する直接的な援助業務でないため、その期間は実務経験として認められません。**従って、看護師として勤務した3年は実務経験として認められますが、5年に満たないために、受験資格はありません。他の実務経験があれば、通算して受験できる場合があります。

〔勤務時間〕

問3 1日8時間未満の非常勤で働いている場合、業務期間及び従事日数はどのように算定するのですか。

(答) 業務期間は、雇用契約に基づき事業所等において実務経験対象業務に従事していた期間であり、常勤、非常勤、アルバイト等の雇用の形態は問いません。また、従事日数は、1日の勤務時間が短い場合でも1日勤務したものとして算定します。

〔育児休暇〕

問4 業務期間内に育児休暇や産前・産後の休暇を取得しましたが、業務期間及び従事日数はどのように算定するのですか。

(答) 業務期間は実務経験対象業務に従事していた期間であり、育児休暇や実務経験の対象とならない業務に従事していた期間は業務期間に算定できません。ただし、産前・産後の休暇は業務期間に含まれます。

〔従事日数〕

問5 業務期間内において業務に従事した日数はどのように算定するのですか。

(答) 業務期間内において業務に従事した日数とは「**実務経験に該当する業務を実際に行った日数**」のみです。このため、休日、有給休暇、育児休暇、産前・産後休暇、出張、研修等、実際に業務に従事しなかった日数は算定できません。

(2) 添付書類に関するQ & A

〔同一事業所で異動があった場合〕

問6 介護老人福祉施設において介護福祉士として2年間従事した後に、生活相談員として相談援助業務に3年間従事しました。同じ施設ですが、実務経験証明書は1枚提出すればよいですか。

(答) 同一事業所等でも業務内容が異なる場合は、それぞれの業務についての実務経験証明書が必要です。

〔同一事業所で職種を兼務している場合〕

問7 介護老人福祉施設において介護福祉士と生活相談員を兼務していますが、この場合業務期間及び従事日数を通算できるのですか。

(答) 同一期間内に業務を兼務している場合、業務期間、従事日数とも通算することはできませんので、どちらか一方について実務経験証明書を提出してください。

〔複数の勤務先がある場合〕

問8 介護福祉士として2カ所の事業所で勤務していますが、この場合業務期間及び従事日数を通算できるのですか。

(答) 同一期間内に複数の事業所等で勤務している場合、重複している業務期間は通算できませんが、従事日数としては通算することができますので、各事業所の実務経験証明書を添付してください。ただし、1日に2カ所勤務しているような場合は1日として算定されます。

〔勤務先が廃業してしまった場合〕

問9 勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合はどうすればよいのですか。

(答) 当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務していたことを証明することのできる書類を保管している方に証明してもらえる場合は、実務経験として通算できます。

また、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、事業所等、業務期間、従事日数及び業務内容の全てを客観的に証明することができ、実務経験を有すると判断できる場合には、実務経験として通算できる場合があります。

〔国家資格等取得証明書〕

問10 国家試験の合格通知は、国家資格を証明する国家資格等取得証明書として認められますか。

(答) 国家資格は登録名簿に登録された時点で取得したこととなりますので、**国家試験の合格通知では認められません**。必ず国家資格等取得証明書の写しを添付してください。

〔国家資格等取得証明書の登録年月日〕

問11 国家資格登録証に記載されている登録年月日と証明年月日の日付が違いますが、これはなぜですか。

(答) 国家資格取得後に、紛失等の理由により書き換えをされたものと思われます。

国家資格等取得証明書の写しは必ず**登録年月日が写っているもの**（裏面に記載されている場合は裏面の写しも）を添付してください。登録年月日が確認できないと、実務経験が受験資格を満たしていることが証明できないため、受験できないことがあります。

〔国家資格等に基づく業務の確認〕

問12 准看護師として3年間、その後看護師免許を取得し、看護師として2年間勤務しています。この場合の添付書類は、看護師の登録証だけでよいのですか。

(答) 5年以上**国家資格等に基づく業務に従事していたことを確認**する必要がありますので、准看護師の登録証も必ず添付してください。

〔国家資格等取得証明書の再発行〕

問13 登録証を紛失したため、現在再発行申請中なのですが、受験申込期限に間に合わないときは、どうすればよいのですか。

(答) **再発行申請中であることの証明書**を添付してください。なお受験申込みは見込みでの申込みになりますので、登録証が届きましたらすぐにその写しを簡易書留で送付してください。

〔開設年月日を証明する書類〕

問14 薬局を開業しておりますが、開設許可書を更新しているため、開設年月日のわかる書類がない場合どうしたらよいのですか。

(答) 保健所で開設年月日を証明できる証明書を発行してもらってください。

〔氏名が変わった場合〕

問15 結婚のため国家資格等登録証と氏名が違います。この場合どうすればよいのですか。

(答) 受験者の氏名と国家資格等取得証明書、実務経験証明書等の添付書類の氏名が違う場合は必ず**戸籍抄本（原本）**を添付してください。

〔実務経験証明書の省略について〕

問16 令和4年度試験に受験したため、実務経験証明書の添付を省略しようと思います。

- ① 受験申込書の実務経験の欄はどう書けばよいですか。
- ② 私は看護師ですので、国家資格等の登録証も省略してかまいませんか。

(答)① 実務経験は、令和4年度の受験データをそのまま用います。受験申込書に記入される必要はありません。令和4年度の不合格通知書の写しを必ず添付してください。

② はい、省略できます。

25 試験会場案内図 ※試験会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

(1) 島根県民会館

(松江市殿町158番地)



(2) 島根県職員会館

(松江市内中原町52番地)



(3) サンマリン浜田

(浜田市原井町3050番地9)



(4) 島根県浜田合同庁舎

(浜田市片庭町254番地)



実務経験（見込）証明書

令和 年 月 日

島根県知事 様

施設又は事業所の
所在地及び名称
代表者氏名
(電話番号)
(担当者氏名)

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	昭和 平成 年 月 日生
施設又は事業所名	
施設又は事業所所在地	〒 ー
業務期間	昭和 平成 年 月 日 ~ 昭和 平成 年 月 日 (年 月)
うち業務に従事した日数	日
業務内容	・本来業務 ・施設種別等

実務経験証明書に記載の就業状況等について、確認を行いますので正確に記入してください。

また、次の場合には、実務経験証明書として無効となりますのでご注意ください。

受験申込者（個人開業者を除く。）が自書したもの、証明権限を有する者（長）の印（職印）のないもの、施設又は事業所名、業務期間、従事日数、業務内容の記入もれ及び不明なもの、訂正事項について証明権限を有する者の訂正印のないもの、修正液等の使用による訂正等。

※注意事項

- 1 実務経験証明書を発行する際は、試験要領及び裏面記入の要領を参考に、必ず所属長等証明権限を有する方が記入してください。
- 2 見込証明でない場合は、表題の（見込）を二重線で消してください。
- 3 複数の実務経験証明書が必要な場合は、この用紙をコピーしたものを使用してください。なお、コピーする際は必ず裏面もコピーしてください。
- 4 受験者と証明者が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書等開設年月日を証明できる書類の写しを添付してください。
- 5 結婚等により実務経験証明書と受験申込書の氏名が異なる場合には、戸籍抄本を添付してください。
- 6 証明書を発行した日において、明らかに受験資格を満たしているにも関わらず、試験前日までの業務期間で証明書を発行されるケース（見込み証明）が見受けられますので、証明書を発行した日において、受験者が受験資格に必要な実務経験年数、実日数を満たしている場合は、証明書を発行した日までの業務期間で証明してください。
- 7 国家資格等に基づく業務については、国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降の業務期間を記入してください。

実務経験（見込）証明書記入要領等

- 1 実務経験証明書は、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の有無を証する重要なものです。
- 2 受験申込者（個人開業者を除く。）が自書したもの、証明権限を有する者（長）の印（職印）のないもの、施設又は事業所名、業務期間、従業日数、業務内容の記入もれ及び不明なもの、訂正事項について証明権限を有する者の訂正印のないもの、修正液等の使用による訂正等は証明書としては無効となります。
- 3 施設又は事業所等勤務先の変更があった場合は、それぞれの勤務先の実務経験証明書が必要です。
- 4 証明権限を有する者がこの実務経験証明書を作成する際は、試験要領及び次の作成要領に注意のうえ作成してください。
 - ① 実務経験証明書の発行日は、必ず記入してください。
 - ② 代表者氏名は職名を併記し、使用する職印は、「長の印」を使用してください。
 - ③ 「氏名」欄は、勤務時の氏名を記入してください。
 - ④ 「生年月日」欄は、元号を○で囲み、生年月日を記入してください。
 - ⑤ 「施設又は事業所名」欄は、受験申込者が所属する又は所属した施設名等を記入してください。
 - ⑥ 「施設又は事業所所在地」欄は、施設又は事業所の住所を記入してください。
 - ⑦ 「業務期間」欄は、受験申込者が**要介護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間**を記入してください。なお、**発行日以降の実務経験を見込みで証明する場合は実務経験見込証明書**としてください。ただし、この試験において実務経験が認められる期間は**令和5年10月7日（土）**までです。

国家資格等に基づく業務については、国家資格等取得証明書に記載された登録年月日以降の業務期間を記入してください。
 - ⑧ 「うち業務に従事した日数」欄には、**就業期間内において実際に業務に従事した日数**（休日、病気、休職等で業務に従事しなかった日を除いた日数）を記入してください。1日の勤務時間が短い場合でも、1日勤務したものとみなします。なお、**発行日以降に従事する日数を見込みで証明する場合は実務経験見込証明書**としてください。ただし、この試験において実務経験が認められる期間は**令和5年10月7日（土）**までです。
 - ⑨ 「業務内容」欄は、受験申込者の具体的な本来勤務（医業、看護師、生活相談員等）及び施設種別等（病院、訪問介護、特別養護老人ホーム等）を記入してください。

※ 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を削除する旨の規定が定められています。

お問い合わせ先

島根県健康福祉部高齢者福祉課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852(22)5928

月曜日から金曜日(祝日を除く) 8:30~17:00

ただし、12:00~13:00は除きます。